

和歌山県立医科大学名誉教授会表彰規程

(設置)

第1条 和歌山県立医科大学名誉教授会会則第4条に規定する事業として、名誉教授会賞及び同会奨励賞（以下「本賞」という。）を設ける。

(目的)

第2条 本賞は、和歌山県立医科大学大学院医学研究科及び保健看護学研究科における優れた研究成果を表彰し、大学院の活性化に資することを目的とする。

(対象)

第3条 表彰の対象は、和歌山県立医科大学大学院医学研究科若しくは保健看護学研究科に在籍する大学院生又は学位取得後2年以内の研究者とする。

(表彰)

第4条 表彰は、次の各号について、和歌山県立医科大学大学院医学研究科委員会及び保健看護学研究科委員会の推薦に基づいて行う。

(1) 名誉教授会賞 研究業績が極めて優秀であると認められた博士課程の者1人以内

(2) 名誉教授会奨励賞 今後の発展が期待できる優秀な成果をあげた修士課程の者 2人以内

(表彰の方法)

第5条 名誉教授会総会において、会長が表彰状を授与することで表彰とする。

第6条 表彰には副賞を付与することができる。

(研究成果の報告)

第7条 本賞を授与された者は、名誉教授会総会において研究成果を報告するものとする。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、表彰について必要な事項は役員会で定める。

附 則

この規程は、平成18年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年6月14日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。